

<自己資本の構成に関する開示事項>

2022年1月31日

パーゼルⅢ 国際統一基準 連結 【2021年12月末】

(単位:百万円、%)

国際様式の該当番号		項目	イ 2021年12月末	ロ 2021年9月末	ハ 別紙様式第十四号(CC2)の参照項目
CC1：自己資本の構成（銀行持株会社連結）					
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額		219,382		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		39,727		1-a、1-b
2	うち、利益剰余金の額		181,368		1-c
1c	うち、自己株式の額（△）		1,713		1-d
26	うち、社外流出予定額（△）		-		
	うち、上記以外に該当するものの額		-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		-		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		63,158		
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額		-		
6	普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額（イ）		282,540		
普通株式等Tier 1資本に係る調整項目（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		12,292		2-a
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		-		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額		12,292		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		-		3-a
11	繰延ヘッジ損益の額		-		4
12	適格引当金不足額		-		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-		
15	退職給付に係る資産の額		-		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		0		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		-		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額		-		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		-		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額		-		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		
27	その他Tier 1資本不足額		-		
28	普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額（ロ）		12,292		
普通株式等Tier 1資本					
29	普通株式等Tier 1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		270,248		
その他Tier 1資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他Tier 1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
	31b	その他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
	32	その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額	-		
		特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額	-		
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		253		

CC1：自己資本の構成（銀行持株会社連結）				
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ
		2021年12月末	2021年9月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
33+35	適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		
36	その他Tier 1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	253		
その他Tier 1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier 1資本調達手段の額	-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-		
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-		
40	その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-		
42	Tier 2資本不足額	-		
43	その他Tier 1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		
その他Tier 1資本				
44	その他Tier 1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	253		
Tier 1資本				
45	Tier 1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	270,501		
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
	Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
	Tier 2資本調達手段に係る負債の額	20,000		7
特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額		-		
48-49	Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	59		
47+49	適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		
50	一般貸倒引当金Tier 2算入額及び適格引当金Tier 2算入額の合計額	19,614		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2算入額	19,614		
50b	うち、適格引当金Tier 2算入額	-		
51	Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)	39,674		
Tier 2資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier 2資本調達手段の額	-		
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-		
54	少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-		
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	-		
55	その他金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-		
57	Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)	-		
Tier 2資本				
58	Tier 2資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	39,674		
総自己資本				
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	310,176		
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2,335,019		
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等Tier 1比率 (ハ) / (ヲ)	11.57%		
62	連結Tier 1比率 (ト) / (ヲ)	11.58%		
63	連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	13.28%		

CC1：自己資本の構成（銀行持株会社連結）				
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ
		2021年12月末	2021年9月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
64	最低連結資本バッファー比率	2.50%		
65	うち、資本保全バッファー比率	2.50%		
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00%		
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	-		
68	連結資本バッファー比率	5.28%		
調整項目に係る参考事項（8）				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	21,538		
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,340		
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		
Tier 2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（9）				
76	一般貸倒引当金の額	19,614		
77	一般貸倒引当金に係るTier 2資本算入上限額	28,143		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		
79	適格引当金に係るTier 2資本算入上限額	-		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（10）				
82	適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額	-		
83	適格旧Tier 1資本調達手段の額から適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		
84	適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額	-		
85	適格旧Tier 2資本調達手段の額から適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		

- ・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第5号に基づく開示事項です。
- ・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。